様式第15号(第19条関係)

(表)

介護保険給付の支払一時差止通知書

|  |  |
| --- | --- |
| 〒  　身延町  様 | 第　　　　　号  　　年　　月　　日  身延町長 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 |  | 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　年　　月　　日にあなたは、保険給付の償還払いの申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納となっています。

　介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納の方に対し、保険給付の支払の一時差止めの措置が定められています。

　したがって、下記の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条第1項・第2項の規定に基づき、保険給付の支払の一時差止めを行うことに決定いたしましたので、通知します。

　「保険給付の支払の一時差止」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、償還払いの対象となる金額の全部又は一部について支払の一時差止めを行うものです。

期日　　　　　　年　　月　　日

　なお、今回給付の支払の一時差止めの対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

|  |
| --- |
| 差止め対象となる介護サービス:　　　　　　　　　　　、  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　、 |
| 差止めの対象となる給付額:　　　　　　　　　　円 |

　なお、この通知により、保険給付の支払の一時差止めが行われた場合でも、災害その他特別な事情があると認められる場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は速やかに被保険者証を添えて、身延町役場福祉保健課に申し出てください。

【保険料滞納の状況】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度保険料 | | | 年度保険料 | | | 年度保険料 | | |
| 期別 | 保険料額 | うち滞納額 | 期別 | 保険料額 | うち滞納額 | 期別 | 保険料額 | うち滞納額 |
| 第1期 |  |  | 第1期 |  |  | 第1期 |  |  |
| 第2期 |  |  | 第2期 |  |  | 第2期 |  |  |
| 第3期 |  |  | 第3期 |  |  | 第3期 |  |  |
| 第4期 |  |  | 第4期 |  |  | 第4期 |  |  |
| 第5期 |  |  | 第5期 |  |  | 第5期 |  |  |
| 第6期 |  |  | 第6期 |  |  | 第6期 |  |  |
| 第7期 |  |  | 第7期 |  |  | 第7期 |  |  |
| 第8期 |  |  | 第8期 |  |  | 第8期 |  |  |
| 第9期 |  |  | 第9期 |  |  | 第9期 |  |  |
| 第10期 |  |  | 第10期 |  |  | 第10期 |  |  |
| 計 |  |  | 計 |  |  | 計 |  |  |

※　上記は　　　　年　　月　　日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

問い合わせ先

　身延町役場福祉保健課　　住所　山梨県南巨摩郡身延町切石117-1

　　　　　　　　　　　　　電話番号　0556-20-4611

※　裏面の教示お読みください。

(裏)

教示

　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、山梨県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年間を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、当該審査請求に対する山梨県介護保険審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、山梨県介護保険審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年間を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

　処分の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する山梨県介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで提起することができます。

　(1)　審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　　住所　山梨県甲府市丸の内1-6-1　電話番号　055-223-1453

　　　　　山梨県健康長寿推進課